

資料編

目次

1. 荒川区環境基本条例	57
2. 荒川区環境基本計画策定の経緯	62
3. 荒川区政世論調査結果	67
4. 用語解説	70

1. 荒川区環境基本条例

荒川区環境基本条例

平成20年12月17日
荒川区条例第22号

附則

私たちのふるさと荒川区は、諏訪台や道灌山に見守られながら、隅田川の恵みを受け、四季を織り成す自然と共生する生活と歴史を積み重ねてきた。

私たちのふるさと荒川区は、匠の技が息づくものづくりのまちとして、伝統と文化にはぐくまれながら発展し、清潔で心豊かな地域社会を築いてきた。

しかし、近年の多様な価値観に基づく一人一人の生活行動がもたらす生活環境への影響、ヒートアイランド現象など大都市特有の環境問題、さらには、地球温暖化の進行に伴う異常気象、生態系の変化、海水面の上昇など、身近なことから地球規模に至るまで、様々な環境問題への対策が、今、私たちに求められている。

先人から受け継いだ私たちのふるさと荒川区、そして地球は、私たちが未来の区民、未来の人類と共有していく財産である。

このため、私たちは、環境先進都市の実現を区民、事業者及び区の共通の目標として掲げ、私たちが愛する荒川区、さらには、かけがえのない地球の環境を、より良いものとして未来に引き継ぐことを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創造することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 事業者 区の区域内において事業活動を行うすべてのものをいう。

(4) 低炭素社会 経済の発展を妨げることなく、二酸化炭素その他の温室効果ガスの最終的な排出量が少ない産業、生活の様式等が構築された社会をいう。

(5) 資源循環型社会 資源を循環して利用することにより、環境への負荷が可能な限り低減された社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

4 環境の保全は、区民、事業者及び区が、互いに協働し、及び配慮し合うことにより推進されなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、効果的に実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 資源の循環的な利用等に関すること。

(3) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(4) 地球温暖化の防止及びヒートアイランド対策に関すること。

(5) まちの環境美化、良好な都市環境の保全等に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 区は、区民、事業者その他関係機関と協働して、前項の施策を推進するものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において環境への負荷の低減を図る等自ら環境の保全に積極的に取り組む責務を有する。

2 区民は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、事業者及び区と協働して環境の保全に取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るために必要な措置を講ずる等自ら環境の保全に積極的に取り組む責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区民及び区と協働して環境の保全に取り組む責務を有する。

第2章 環境基本計画の策定等

(環境基本計画)

第7条 区長は、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の体系
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要な事項
- 3 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第 条第1項の荒川区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3章 環境の保全に関する施策

(持続可能な低炭素社会及び資源循環型社会の実現)

第9条 区は、持続可能な低炭素社会の実現を目指し、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量の抑制、再生可能なエネルギーの活用等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、資源循環型社会の実現を目指し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(交通に関する環境配慮)

第 条 区は、環境への負荷を低減させるため、環境に配慮した交通環境の整備に努めるものとする。

(区民等の意見の反映)

第 条 区は、環境の保全に関する施策に、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 条 区は、環境の保全に資する情報を積極的に区民等に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第 条 区は、区民等が環境の保全について理解を深めるとともに、区民等による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(区民等の参加及びコミュニティの育成)

第 条 区は、環境の保全に関する施策への区民等の参加及び当該参加者間の連携を促進することにより、環境の保全のために活動する区民等を構成員としたコミュニティの育成に努めるものとする。

(区民等への支援)

第 条 区は、区民等が行う環境の保全に関する活動に対し、必要な支援を行うことができるものとする。

(施設整備に関する環境配慮)

第 条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の充実)

第 条 区は、環境の保全に関する施策を科学的知見に基づき実施するため、環境の保全に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境報告書)

第 条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、区の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした環境報告書

を作成し、公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第 条 区は、環境の保全を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 荒川区環境審議会

第 条 区の環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第 号）第 条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要な事項

3 審議会は、環境の保全に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区議会議員、区民、事業者等のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、荒川区規則（以下「規則」という。）で定める。

第5章 雑則

(委任)

第 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する荒川区環境基本計画は、第7条第1項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

3 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 年荒川区条例第 号）の一部を次のように改正する。

2. 荒川区環境基本計画策定の経緯

(1) 荒川区環境審議会委員

(任期 2015(平成 27)年 11 月 1 日～2017(平成 29)年 10 月 31 日)

	構 成	氏 名	役 職 等	備考
1	学識 経験者	市川 祐三	高圧ガス保安協会会長・ 元 経済産業省大臣官房審議官	
2	区議会 議員	斎藤 泰紀	荒川区議会議員	H29.5.30～
3		小坂 眞三	荒川区議会議員	H28.5.30～
4		菅谷 元昭	荒川区議会議員	～H29.5.30
5		菊地 秀信	荒川区議会議員	H29.5.30～
6		森本 達夫	荒川区議会議員	～H29.5.30
7		安部 キヨ子	荒川区議会議員	H27.5.26～
8	区 民	岡村 哲夫	南千住西部町会連合会会長	
9		伊澤 英太	東京青年会議所副理事長	
10		高田 忠則	荒川区低炭素地域づくり 協議会会長	
11		清原 美佐子	NPO 法人エコ生活ひろめ隊代表	
12		石原 和夫	あらかわ環境サポーター代表	
13	事業者	木塚 順夫	荒川区商店街連合会副会長	
14		湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長	
15	関係 行政機関	伊藤 英夫	小学校長会会長 第一日暮里小学校長	H29.4.1～
16		近江 貞之	中学校長会会長 第七中学校長	H29.4.1～
17	区職員	佐藤 安夫	副区長	

(任期 2017(平成 29)年 11 月 1 日～2019 年 10 月 31 日)

	構 成	氏 名	役 職 等
1	学識 経験者	市川 祐三	高圧ガス保安協会会長・ 元 経済産業省 大臣官房審議官
2	区議会 議員	斎藤 泰紀	荒川区議会議員
3		小坂 眞三	荒川区議会議員
4		菊地 秀信	荒川区議会議員
5		安部 キヨ子	荒川区議会議員
6	区 民	岡村 哲夫	南千住西部町会連合会会長
7		木村 光一	東京青年会議所荒川委員会委員長
8		高田 忠則	荒川区低炭素地域づくり協議会会長
9		清原 美佐子	NPO 法人エコ生活ひろめ隊代表
10		石原 和夫	あらかわ環境サポーター代表
11	事業者	木塚 順夫	荒川区商店街連合会副会長
12		湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長
13	関係 行政機関	伊藤 英夫	小学校長会会長 第一日暮里小学校長
14		近江 貞之	中学校長会会長 第七中学校長
15	区職員	佐藤 安夫	副区長

② 荒川区環境審議会の策定経緯

	開催時期	討議事項
第1回	平成29年 5月22日	・ 諮問（新たな荒川区環境基本計画について） ・ 現行の環境基本計画とこれまでの荒川区の環境への取組 ・ 新たな環境基本計画の基本認識と基本目標 ・ 新たな荒川区環境基本計画の策定スケジュール
第2回	平成29年 7月21日	・ 新たな環境基本計画の策定について（骨子案） ・ 「環境区民としての取組み」意見交換
第3回	平成29年 10月10日	・ 新たな環境基本計画の策定について（素案）
第4回	平成30年 3月13日	・ 荒川区環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果 ・ 新たな荒川区環境基本計画について

③ パブリックコメント

期 間	概 要
平成29年11月1日～ 11月21日	荒川区環境基本計画（素案）について 意見 38件（21名）

4)「環境区民としての取組」についてのコメント

荒川区環境審議会委員の所属する各団体に、今まで取り組んだ主な環境への取組についてアンケートを実施し、第2回環境審議会で見聞交換しました。

主な環境への取組

※区民団体

- 町会に配置されている「防火用バケツ」の水を活用し、夏の「打ち水」を実施している
- 「資源回収の日」は、町会で資源の出し方の指導や持ち去り防止のため、見守り活動をしている
- 荒川区商店街の街路灯をLED化して、省エネルギー対策を実施している
- 商店街の歩道わきに花ポットを配置した
- 荒川区低炭素地域づくり協議会として、さまざまな活動をしている
 - 環境・清掃フェアあらかわへ出店
 - あらかわライトダウンキャンペーンの実施
 - 地球温暖化防止講演会の実施 等
- 区内環境団体としてさまざまな事業を実施している
 - 緑のカーテン活動
 - エコ生活実践講座活動
 - エコクッキング講座
 - 生ごみ減量講習会 等
 - 環境課主催のエコ教室・講座のアシスタント業務
 - 環境・清掃フェアにおける「つる性植物の苗」の配付
 - エコフェスタにおける「花の苗」の配付
 - 小学校の緑のカーテンづくりの全般的な支援をしている 等

※事業者団体

- 事業所において、夏・冬において倉庫内の空調温度を制限するとともに、空調と照明について一斉起動をせず時間差で起動している
- 事業所の省エネの普及・啓発を図っている
 - Eco 検定（環境社会検定試験）の実施（東京商工会議所主催）
 - CO₂チェックシートの案内
 - 中小・小規模事業者向けの普及冊子（資源エネルギー庁作成）の配布
 - 電子媒体を用いたペーパーレス会議の実施

※小・中学校

- 小学校における環境教育
 - ブナの植林・サケの里親事業・カブトムシ飼育と宮前キノコ園
 - ゴーヤのカーテン・花いっぱい運動（ひまわり背比べ・綿花栽培等）
 - 環境美化の壁画アート
 - 高橋尚子スマイルアフリカ（アフリカの子供に靴を届ける）
 - ペットボトルキャップ回収
 - 食のつながりから環境を考えさせる学習発表会
- 中学校における環境教育
 - ペットボトルキャップ回収、ごみの分別回収
 - 節電・節水、冷房温度・暖房温度の設定
 - 衣替え期間の変更
 - 学校周辺の清掃、校庭の緑化
 - 総合的な学習の時間において環境をテーマにした取組
 - リサイクル用紙の活用、裏面印刷活用

3. 荒川区政世論調査結果

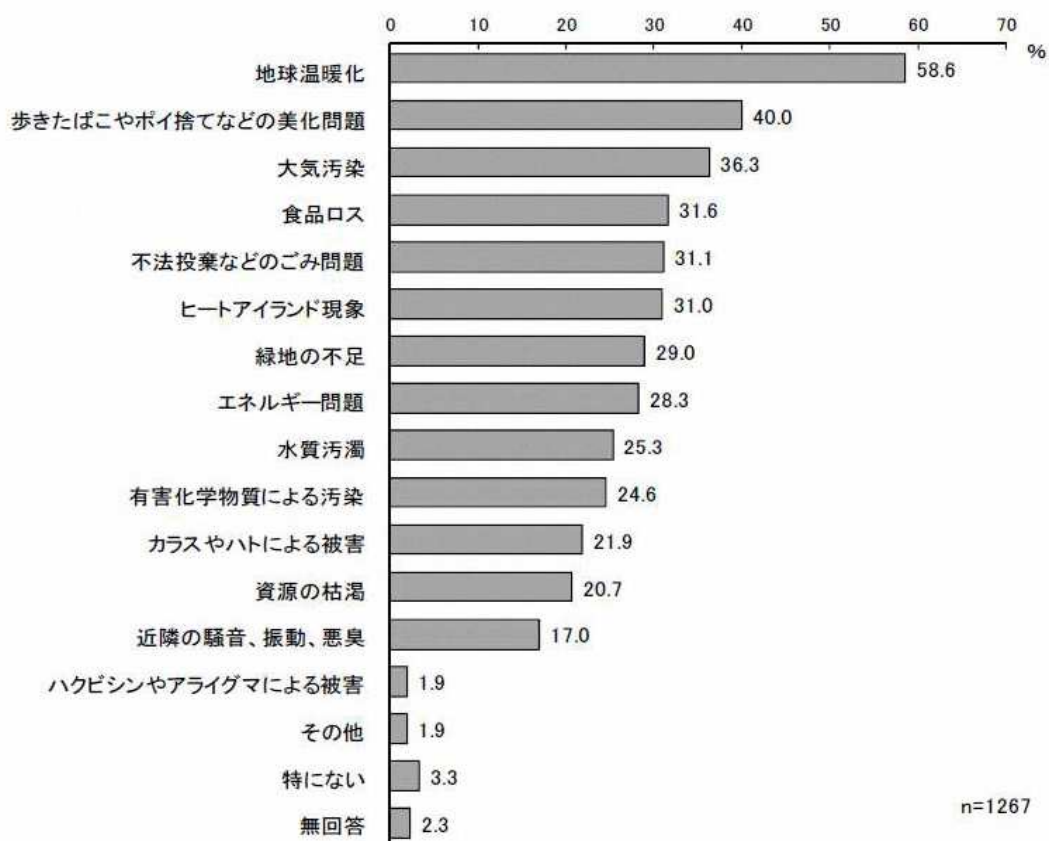
● 調査概要

調査対象	区内在住の満 18 歳以上の男女
対象者数	2,500 人
抽出方法	層化 2 段階無作為抽出
調査期間	平成 28 年 9 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
有効回答数（率）	1,267 件（50.7%）

● 環境に関する調査結果

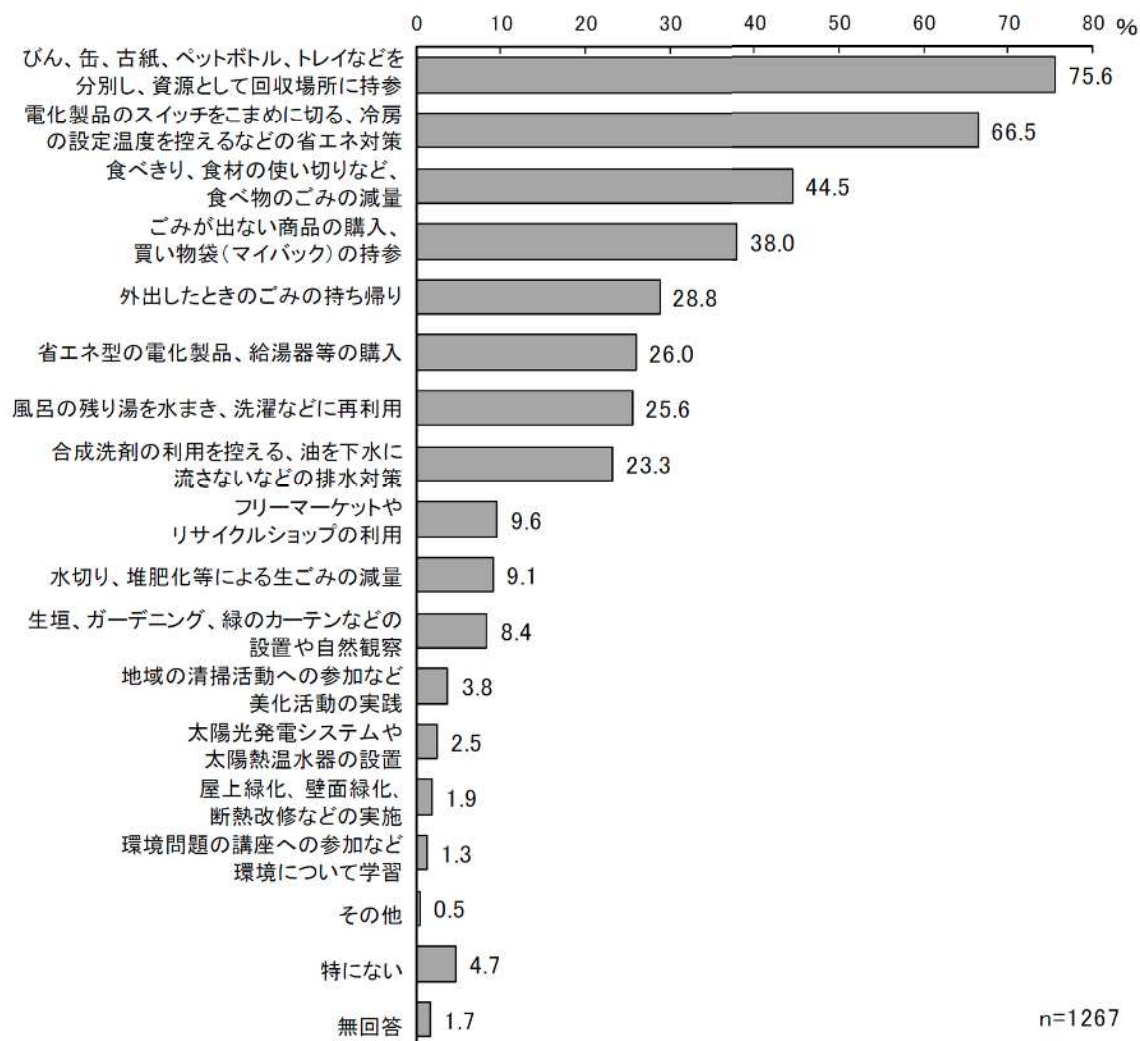
1) 最も解決すべき環境問題

問 15 あなたは、最も解決すべき環境問題は何だと思いますか。次の中からお選びください。（○はいくつでも）



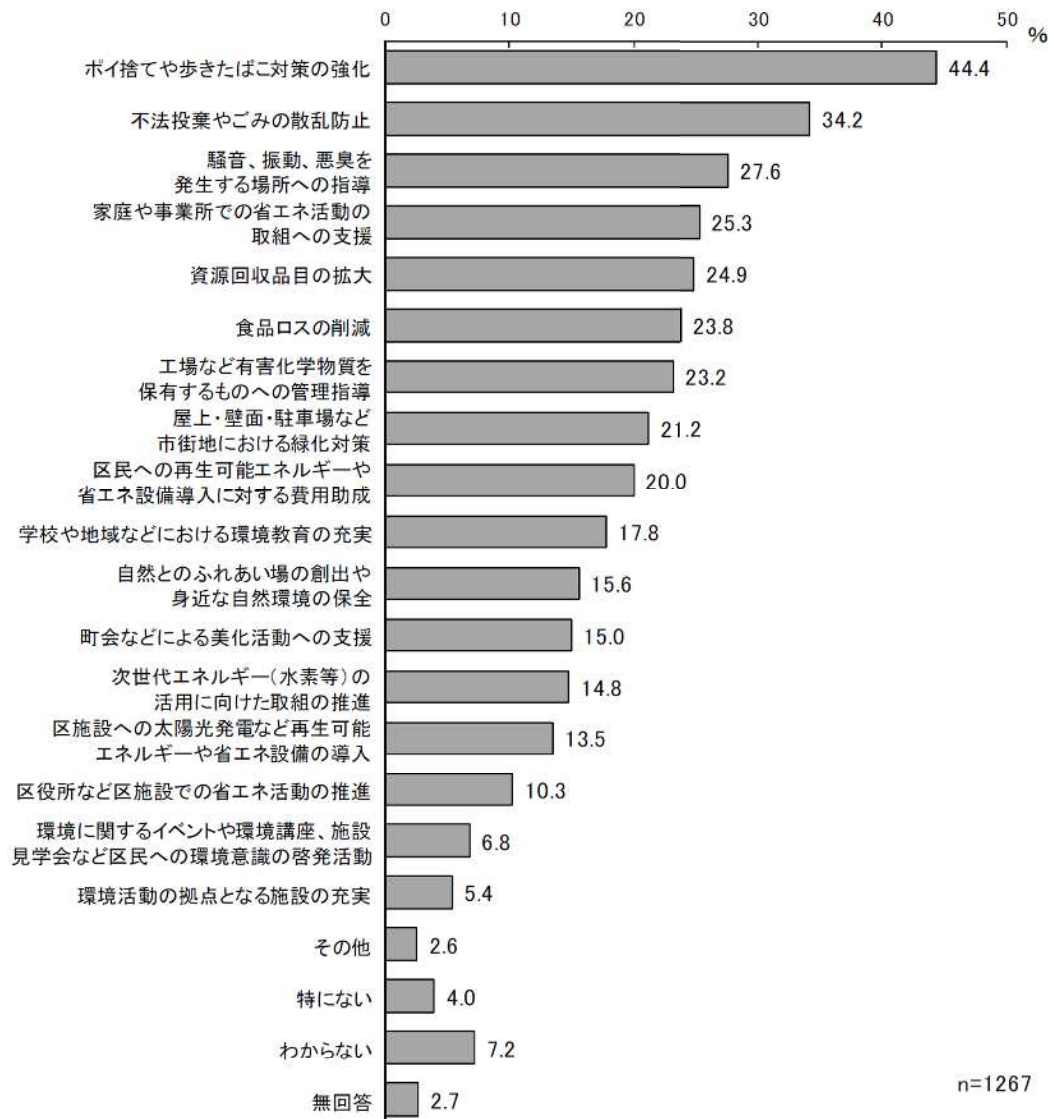
2) 環境を考えた取組

問 16 あなたが、環境を考えて取り組んでいること、または今後取り組みを検討していることは何ですか。(〇はいくつでも)



3) 環境対策として充実・拡大すべき取組

問 17 あなたは、荒川区の環境対策として、どのような取組を充実・拡大していくのがよいと考えますか。(〇はいくつでも)



4. 用語解説

あ行

荒川区一般廃棄物処理基本計画

ごみの減量と資源化・再利用というリサイクルの視点に立った資源循環型清掃事業を推進していくための指針となる基本計画。

荒川区低炭素地域づくり協議会

地球温暖化対策を推進し、低炭素社会への転換を図ることを目的として設立された協議会。区民・事業者・区（行政）等からなり、これらの主体が協働して取組を推進し、荒川区において「低炭素社会」を実現することを目指す。

荒川区低炭素地域づくり計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、地球温暖化対策に取り組む仕組みを構築し、環境と経済が両立した持続可能な「低炭素」社会を実現するための取組の指針となる計画。

荒川区役所エコアクティブプラン

荒川区役所の組織や施設の事務・事業の実施に当たり、地球温暖化防止や資源の有効活用など、環境に配慮した取組を推進し、区が率先して地球環境の負荷を軽減させる行動を実践していくことを目的とした計画。

石綿

アスベストともいう。天然にできた鉱物繊維。丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40 年の潜伏期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こす恐れがある。

エコドライブ

地球温暖化要因のひとつである二酸化炭素や大気汚染の原因である窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)等を減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、急発進、急加速をせず一定の速度での走行を心がける、空ぶかしをしない、アイドリングストップを行う等があげられる。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射される熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガス。地球温暖化対策の推進に関する法律において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素を温室効果ガスとして定めている。

か行

カーシェアリング

自動車を個人ではなく、複数の人で組織的に共同利用する仕組み。

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与える種を特に侵略的な外来種と呼び、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

環境先進都市

2007（平成 19）年3月に策定した新たな荒川区基本構想で掲げた区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の分野別の6つの都市像の1つ。先進的な地球温暖化・ヒートアイランド対策を積極的に推進し、水と緑に恵まれた良好な居住環境や美しい街並みを大切にした景観の形成に配慮したまちを目指している。

コミュニティバス

地域の駅や病院、公共施設、商業施設へ乗り入れ、地域住民の足として移動手段を確保するために運行する路線バス。自治体が主体となり、バス会社等に運行を委託するなどして運行する場合が多い。2017（平成 29）年現在、荒川区内ではさくら・汐入さくら・町屋さくらの3路線で運行されている。

さ行

再資源化

リサイクル。廃棄物となったものの全部又は一部をもう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙など資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

再使用

リユース。いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。または製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

再生可能エネルギー

自然界に存在し、かつ自然界の営みによって利用するのと同等以上の速度で再生されるエネルギー源。太陽エネルギー・風力・水力・バイオ燃料を含むバイオマス・地熱がある。大気汚染物質や温室効果ガスの排出など環境への負荷を低減するエネルギーと見なされている。

自転車シェアリング

複数のサイクルポート間でいつでもどこでも自転車の貸出や返却ができる仕組み。短距離・短時間の利用に適した新しい交通手段として利用されている。

集団回収

町会や自治会・PTA・集合住宅などのグループで、回収の場所・日時を決めて、家庭からでる資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念である。

水素エネルギー

水素（ H_2 ）を燃料とする次世代エネルギーの一つであり、化石燃料だけでなく再生可能エネルギーからも製造することができる。水素は水などの化合物の形で地球上にほぼ無尽蔵に存在しており、燃料電池として利用することで高いエネルギー効率を発揮する。利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして注目されている。

生物多様性

種・遺伝子・生態系に関する多様性であり、生物たちの豊かな個性とつながりのことをいう。地球の生物は長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生物が生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあっている。

生物多様性国家戦略2012－2020

生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と、国のとるべき施策の方向を定めたもの。生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成と、東日本大震災等の昨今の社会状況を踏まえ、2012（平成24）年に閣議決定された。

絶滅危惧種

絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。環境省のレッドリストのほか、地方自治体のレッドリスト・レッドデータブックでも絶滅危惧種が選定されている。

た行

ダイオキシン類

塩素化合物の一種で、主に塩素を含んだものが燃えるとき、特に不完全燃焼のときや、化学物質の製造過程における副生物や不純物として非意図的に生成される有害な化合物。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められている。

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電システム。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたもの。これまでも、住宅・学校・ソーラーカー・灯台などのエネルギー源として利用されている。

地球温暖化

石炭や石油などの化石燃料を燃やしたときに出る二酸化炭素など各種の温室効果ガスの排出により、地球規模で気温や海水温が長期的に上昇すること。

地盤沈下

地下水の過剰な汲み上げ等により、粘土層等が収縮することで地盤が沈み込む現象。

低炭素

地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状況。

低炭素社会

省エネルギー対策や、二酸化炭素排出量の少ないエネルギー源への転換、再生可能エネルギーへの転換などにより実現される、二酸化炭素の排出量が少なく、かつ生活の豊かさを実感できる社会。

電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、区が定める都市計画に関する基本的な方針。区のまちづくり分野の計画として、まちの将来像や目標、個別の都市計画の方針を示したもの。

な行

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学反応させて、水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで発電効率が高く、発電の際に発生する熱が給湯・暖房などに利用できる。

は行

ハイブリッド車

2つ以上の動力源を持つ自動車。略称はHV（Hybrid Vehicle）。一般的にはエンジンとモーターを動力源として備えたHEV（Hybrid Electric Vehicle）を指すことが多い。

発生抑制

ごみになるものを「作らない」「売らない」「買わない」などによりごみの発生そのものを抑制すること。

パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて採択された、2020年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みのこと。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より低く保つことなどを目標とし、2016(平成28)年11月に発効した。

ヒートアイランド現象

都市独特の気象現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のこと。都市部の気温は、アスファルト舗装・ビルの輻射熱・ビルの空調の排気熱・自動車の排気熱などによって周辺地域よりも数度高くなる。

ビオトープ

生命を意味するビオと場所を示すトープからなるドイツ語で、生物が生息する空間を意味する。具体的には、池沼・湿地・草地・里山などが挙げられる。学校や公園等に整備されるビオトープは、自然に触れる機会の提供、自然環境や生物多様性の保全、普及啓発などを目的として、多様な生物の生息空間として機能することを目指して整備される。

ふれあい指導

清掃事務所の職員が、「ごみの減量や分別方法」「事業系有料ごみ処理券の貼付」「集積所の清掃」「集積所看板の整備」等について、直接、区民や事業者に指導すること。

保護樹木・樹林

荒川区みどりの保護育成条例により指定されるもので、「地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.2m 以上」のものが保護樹木、「樹木の 1 集団が占める土地の面積が 300 m² 以上」のものが保護樹林である。

ま行

街なか花壇

街なかの公共的な場所に設置した地域のボランティアが草花の世話をしている花壇。花による潤いを街に与えるとともに、この活動を通して、花を楽しむ機会、集いの機会が生まれることも期待される。

緑のカーテン

ヘチマ・ゴーヤなどのツル性の植物を建物の近くで栽培して作るカーテン。夏季の日差しを避け、植物が根から吸った水を葉から蒸散させる効果により、室内の温度上昇を抑えてエアコンなど冷房費削減等につながることが期待される。

ら行

緑被率

一定区域の中で、上空から見て樹林や草地など緑で地上が覆われた面積が占める割合。

アルファベット・数字

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、河川の水質汚濁の指標として用いられる指標。水中の有機物が生物化学的に酸化されるのに必要な酸素量のこと。BODの数値が大きい場合は、水中に存在する有機物の量が多いことを意味し、有機物による水質汚濁の程度が大きいことになる。

COP

締結国会議（Conference of the Parties）を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性条約や砂漠化対処条約などの締結国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

Ox

光化学オキシダント（Photochemical oxidant）の略称で、大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されている。

PCB

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。工業的に合成された化合物で、建物関係では電気関係の設備機器に使用されていた。発ガン性や皮膚障害などが確認され環境にも有害である。

PM_{2.5}

大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子。大気汚染物質の一つで、2009（平成 21）年に「微小粒子状物質」として環境基準が定められた。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称で、人と人とのつながりを促進・支援する WEB サイト及びネットサービスのこと。具体的には Twitter や Facebook が挙げられる。

SO₂

二酸化硫黄。空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目・皮膚・粘膜を刺激し、人体には有害な物質。

SPM

浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter) の略称で、浮遊粉じんのうち、粒径 10 μ m 以下 (0.01mm 以下) の微粒子。ディーゼル自動車の排出ガスや工場のばい煙などが発生源とされている。

3R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の総称。